

# 火災に遭ったときは

被災された際の各種手続き

松江市消防本部 警防課

火災で被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。火災により、家屋や家財が焼失してしまうと、さまざまな手続きが必要となりますが、その一方で、被災された方に対する支援制度等が用意されています。

このパンフレットはそれら諸手続きや支援制度をまとめております。ただし、全ての手続き・制度を掲載したものではありませんので、参考としてご活用ください。

松江市消防本部 警防課

## 【目次】

1. これからの手続きのため P. 2
  - ・り災証明書の発行
2. 火災で証書類が焼失してしまったとき P. 2
  - ・各種証書類の再発行について
3. 火災後に受けられる松江市の支援サービス P. 3
  - ・住宅
  - ・ごみ処理
  - ・税の減免  
(固定資産税等・市県民税の減免)
  - ・健康保険料等の減免  
(国民健康保険料・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料・医療費の一部)
4. 関係団体による支援サービス P. 5
  - ・火災見舞金(松江市社会福祉協議会)
  - ・生活福祉資金の貸付(松江市社会福祉協議会・島根県社会福祉協議会)
  - ・災害見舞金(島根県共同募金会)
  - ・災害見舞金・品(日本赤十字社)
5. その他 P. 6
  - ・「り災証明書」と「り災損害届出書」の違い
  - ・「り災証明願」の記入例
  - ・「り災損害届出書」の記入例

## 1. これからの手続きのため

### り災証明書の発行

内容	火災の事実を証明する書類です。各種支援サービスや火災保険の申請等に使用します。 《発行手数料 無料》
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>り災証明願（消防署でも記入可能）……………記入例 別紙①参照</li> <li>本人確認書類（運転免許証等）</li> <li>り災した物件の関係者以外の方が申請する場合は、委任状及び本人確認書類が必要です。</li> </ul>
担当窓口	松江市消防本部（3F）警防課 <span style="float: right;">☎(0852) 32-9114</span>

## 2. 火災で証書類が焼失してしまったとき

### 各種証書類の再発行について

#### ・運転免許証

必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>再交付申請用の写真1枚（写真サイズ：縦3cm×横2.4cm）</li> <li>本人確認書類（住民票の写し等）</li> </ul>
担当窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>松江市運転免許センター（松江市打出町） <span style="float: right;">☎(0852) 36-7400</span></li> <li>各警察署、広域交番（松江署を除く）</li> </ul>

#### ・健康保険証

必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険被保険者証再交付申請書（窓口備付又は松江市HP内に掲載あり）</li> <li>本人確認書類</li> </ul>
担当窓口	松江市 保険年金課 国保・年金係 <span style="float: right;">☎(0852) 55-5263</span>

#### ・印鑑登録及び印鑑証明書

必要書類等	<p>【登録】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録する印鑑</li> <li>顔写真付きの官公署が発行した本人確認書類</li> </ul> <p>【証明書発行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書（窓口備付）</li> <li>印鑑登録証</li> <li>窓口へ来られる方の本人確認書類</li> </ul>
担当窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>松江市 市民課総合窓口センター届出窓口 <span style="float: right;">☎(0852) 55-5253</span></li> <li>松江テルサ市民サービスコーナー <span style="float: right;">☎(0852) 28-4188</span></li> <li>各支所市民生活課</li> </ul>

### 3. 火災後に受けられる松江市の支援サービス

総合案内 松江市 市民部 市民生活相談課  
 伺います係 ☎(0852) 55-5677  
 ※市民生活相談課へ相談等にお越しの際は、上記の電話番号へ  
 連絡してからお越しく下さい。

#### ・住宅

制度の名称	市営住宅の斡旋及び減免措置	
支援内容 ※必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6か月以内の期間、市営住宅への入居が可能</li> <li>・ 家賃 1 / 2 減免 (6か月)</li> <li>・ 敷金、保証人免除 (6か月)</li> </ul> ※り災証明書 (写しでも可) が必要	
担当窓口	松江市 建築指導課	☎(0852) 55-5344

#### ・ごみ処理

制度の名称	被災ごみの処理手数料の減免	
支援内容 ※必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災で被災された家庭で生じたごみを、被災者自らまたは許可業者に依頼して処理場に搬入される場合の処理手数料を減免する。</li> </ul> ※り災証明書 (写しでも可) が必要 【注意事項】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前の申請が必要、</li> <li>・ 店舗兼住宅では住宅のみ、賃貸住宅では家財のみが対象</li> <li>・ 産業廃棄物や事業系のごみは対象外</li> </ul>	
担当窓口	松江市 施設管理課	☎(0852) 55-5272

#### ・税の減免 (固定資産税等・市県民税の減免)

制度の名称	固定資産税・都市計画税の減免	
支援内容 ※必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地、家屋、償却資産の減免 (被災程度により 4 / 10 ~ 全部の割合)</li> <li>・ 被害を受けた日以降に納期限が到来するもので、当該年度に課税された税額を減免する。</li> </ul> ※り災証明書が必要	
担当窓口	松江市 固定資産税課	☎(0852) 55-5163

制度の名称	市県民税の減免	
支援内容 ※必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害程度、所得に応じて 1 / 8 ~ 全部の割合を減免。</li> <li>・ 被害を受けた日以降に納期限が到来するもので、当該年度に課税された税額を減免する。</li> </ul> ※り災証明書 (写しでも可) が必要	
担当窓口	松江市 市民税課	☎(0852) 55-5151

・健康保険料等の減免

制度の名称	国民健康保険料及び医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免	
支援内容 ※必要書類	①保険料の徴収猶予・減免 ・徴収猶予：6か月以内 ・減免：被害の程度、所得に応じて減額 ②医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免 ・徴収猶予：6か月以内 ・減免：一時的に生活保護に準じる状況となり、緊急入院が必要である場合で、原則として3か月以内（最大6か月） ※り災証明書（写しでも可）が必要	
担当窓口	松江市 保険年金課	☎(0852) 55-5298

制度の名称	後期高齢者医療制度保険料及び医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免	
支援内容 ※必要書類	①保険料の徴収猶予・減免 ・徴収猶予：6か月以内 ・減免：被害の程度に応じて減額 ②医療費の一部（自己）負担金の徴収猶予・減免 ・徴収猶予：6か月以内 ・減免：被害の程度に応じて減額 ※り災証明書（写しでも可）が必要	
担当窓口	松江市 保険年金課	☎(0852) 55-5325

制度の名称	介護保険料の徴収猶予・減免	
支援内容 ※必要書類	・保険料の徴収猶予：6か月以内 ・保険料の減免：損害額の程度により保険料を12ヵ月以内の期間で1/4～全額減免 ※り災証明書（写しでも可）が必要	
担当窓口	松江市 介護保険課	☎(0852) 55-5930

#### 4. 関係団体による支援サービス

##### ・松江市社会福祉協議会

制度の名称	松江市社会福祉協議会 火災見舞金
支援内容	・居住する家屋の全焼、半焼：1世帯につき2万円
※必要書類	・火災による死者：1人につき1万円
問合せ先	松江市社会福祉協議会 総務課 ☎ (0852) 21-5773

制度の名称	松江市社会福祉協議会 生活資金の貸付
支援内容	・火災により、家屋等に甚大な被害を受け、生活の維持が著しく困難になった方に対して、支援金を支給する。
※必要書類	・民生融金 上限額：5万円 利息：無利子 ※り災証明書（写しでも可）が必要
問合せ先	松江市社会福祉協議会 生活支援課 ☎ (0852) 24-9026

##### ・島根県社会福祉協議会

制度の名称	島根県社会福祉協議会 生活福祉資金の貸付																	
支援内容	・火災により家屋等に甚大な被害を受け、生活の維持が著しく困難になった方に対して、貸付を行う。																	
※必要書類	<p>【福祉費】火災の被害により、臨時に必要となる費用の貸付</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円（目安）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子</td> </tr> <tr> <td>連帯保証人立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>措置期間</td> <td>6か月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>7年以内</td> </tr> </table> <p>【緊急小口資金】火災により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の貸付</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>措置期間</td> <td>2か月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>12か月以内</td> </tr> </table> <p>注意）申請受付は、松江市社会福祉協議会 ※り災証明書（写しでも可）が必要</p>	貸付限度額	150万円（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子	連帯保証人立てない場合：年1.5%	措置期間	6か月以内	償還期間	7年以内	貸付限度額	10万円	貸付利率	無利子	措置期間	2か月以内	償還期間	12か月以内
貸付限度額	150万円（目安）																	
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子																	
	連帯保証人立てない場合：年1.5%																	
措置期間	6か月以内																	
償還期間	7年以内																	
貸付限度額	10万円																	
貸付利率	無利子																	
措置期間	2か月以内																	
償還期間	12か月以内																	
問合せ先	島根県社会福祉協議会 ☎ (0852) 32-5996																	

・島根県共同募金会

制度の名称	島根県共同募金会 災害見舞金
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住する家屋の全焼、半焼：1世帯につき1万円</li> <li>・火災による死者：1人につき1万円</li> </ul>
問合せ先	島根県共同募金会 ☎ (0852) 32-5977

・日本赤十字社

制度の名称	日本赤十字社 災害見舞金・品
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住する家屋の全焼、半焼：1世帯につき5千円</li> <li>・火災による死者：1人につき1万円</li> </ul>
問合せ先	日本赤十字社 島根県支部 ☎ (0852) 21-4237

## 5. その他

・「り災証明書」と「り災損害届出書」の違い

【り災証明書】

火災によって損害を受けた事実を証明する書類であり、火災に遭われた方が各種届出や証書などの再交付申請等をする際に必要となる証明書。

《証明書申請時の注意事項》

証明申請の手続きは、松江市北公園の東側にある松江市消防本部3階 警防課にて申請手続きを承っています。平日の午前8時30分から午後5時15分までですが、申請書の記入や証明書作成等がありますので、午後4時30分までには来署してください。（土日・祝日の発行はできません）

申請書（り災証明願）の記入については、別紙①の記入例を参考にして下さい。

【り災損害届出書】

火災によって被害のあった損害額について記すもので、火災調査の一環です。当本部の職員が配布いたしますので、可能な範囲で記入にご協力下さい。

り災損害届出書の記入については別紙②、③の記入例を参考にして下さい。

・「り災証明願」

様式第1号（第3条関係）

記入例

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">り 災 証 明 願</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">(あて先) 松江市消防長</p> <p style="margin: 0;">願出人 住所 松江市学園南×丁目〇〇</p> <p style="margin: 0;">氏名 松江 太郎</p> <p style="margin: 0;">り災者との関係 本人</p> <p style="margin: 0;">下記のとおりり災証明書の交付をお願いいたします。</p> <p style="margin: 0;">記</p>	
<p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">願出日を記入して下さい。</p>	
<p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">願出人が保険会社やアパート管理会社等の場合は、所有者等の委任状が必要となります。</p>	
<p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">消防署で時間や発生場所を確認しますので、空白でも良いです。</p>	
火災発生日時	令和 □年 ○月 ××日 ○時 △△分頃
火災発生場所	松江市学園南1丁目17-3
住所 り災者 氏名	同上 ----- 松江 太郎
<p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に被害に遭った方の住所・氏名を記入してください。</li> <li>・保険会社・市役所等の提出先と必要部数を記入してください。</li> </ul> </p>	
提出先及び部数	松江市役所 1 部

※ 受付欄	※ 決 裁 欄

※ 記入しないで下さい。

## ・「り災損害届出書」

## 記入例

書類番号第 号

(建物・爆発火災)

様式第14号

## り 災 損 害 届 出 書

令和 年 月 日

(宛て先)松江市消防本部  
消防長又は消防署長届け出る方の住所、氏名、連絡先  
を記入し、押印してください。

届出者住所 松江市学園南×丁目〇〇

氏 名 松江 太郎

(電話) 012-3456-7890

所有者・住所

同上

建物の所有者情報を記入し、押印してください。届出者  
と同じであれば、下段のみ記入して下さい

職業・氏名・生年月日(歳)

会社員・松江 太郎・昭和〇年×月△日(××歳)

り建	構 造	木 造 瓦 葺 2 階 外壁 モルタル		
	名称又は用途	一 般 住 宅		
災物	建 築 面 積	75 m <sup>2</sup>	延 面 積	150 m <sup>2</sup>
	前状 の況	明 大 △年 △月 △△日 昭平	建築当時の価格	3000万 円
り 災 状 況	焼 損 面 積	150m <sup>2</sup>	世 帯 人 員	1世帯 4名
	損 害 額 (時価)	建 物	内 容 物	計
		1500万 円	80万 円	1580万 円
内 容 物 (内 訳) 品 名 数 量	別紙(内容物)参照			
火 災 保 険	契約会社名	被保険物名	契約金額	
			円	
備考	保険契約等がなければ、記入 の必要はありません。			

